

【北部デイサービスセンターきたで～利用料金】

利用料金 = ①基本料金 + ②加算料金 + ③その他の費用

【①基本料金】 ※介護保険適用時は「利用者負担額」、適用外の場合は「介護報酬額」となります。

サービス提供区分	介護度	介護報酬額 (日額)	利用者負担額 (日額)		
			1割	2割	3割
7時間以上 8時間未満	要介護1	7,500円	750円	1,500円	2,250円
	要介護2	8,870円	887円	1,774円	2,661円
	要介護3	10,280円	1,028円	2,056円	3,084円
	要介護4	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円
	要介護5	13,080円	1,308円	2,616円	3,924円
3時間以上 4時間未満	要介護1	4,150円	415円	830円	1,245円
	要介護2	4,760円	476円	952円	1,428円
	要介護3	5,380円	538円	1,076円	1,614円
	要介護4	5,980円	598円	1,196円	1,794円
	要介護5	6,610円	661円	1,322円	1,983円
4時間以上 5時間未満	要介護1	4,350円	435円	870円	1,305円
	要介護2	4,990円	499円	998円	1,497円
	要介護3	5,640円	564円	1,128円	1,692円
	要介護4	6,270円	627円	1,254円	1,881円
	要介護5	6,930円	693円	1,386円	2,079円
5時間以上 6時間未満	要介護1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	要介護2	7,730円	773円	1,546円	2,319円
	要介護3	8,930円	893円	1,786円	2,679円
	要介護4	10,100円	1,010円	2,020円	3,030円
	要介護5	11,300円	1,130円	2,260円	3,390円
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,760円	676円	1,352円	2,028円
	要介護2	7,980円	798円	1,596円	2,394円
	要介護3	9,220円	922円	1,844円	2,766円
	要介護4	10,450円	1,045円	2,090円	3,135円
	要介護5	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

【②加算料金】 ※介護保険適用時は「利用者負担額」、適用外の場合は「介護報酬額」となります。

加算内容	介護報酬額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
入浴介助加算 (I) (日額)	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算 (I) (日額)	220円	22円	44円	66円
生活機能向上連携加算 (II) (月額)	2,000円	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算 (月額)	400円	40円	80円	120円
送迎を行わない場合の減算 (片道)	-470円	-47円	-94円	-141円

加算内容	加算額
介護職員処遇改善加算	(基本料金+加算料金) × 5.9%の金額
介護職員等特定処遇改善加算	(基本料金+加算料金) × 1.2%の金額
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本料金+加算料金) × 1.1%の金額

【③その他の費用】

昼食・おやつ	650円(1食あたり)
通常の実施地域以外への送迎費	通常の実施地域を超えた地点から居宅までの距離 × 37円(1kmあたり)

※加算内容の説明

加算	内容説明
入浴介助加算(Ⅰ)	利用者の状況に応じた適切な入浴を行った場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービス提供体制を強化したことに対し算定される加算です。 (Ⅰ) 介護職員総数の内介護福祉士の占める割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	外部のリハビリテーション専門職が事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成、およびその進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容の見直しを行ったときに算定される加算です。
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省(科学的介護システムLIFE)に提出し、その情報を有効なサービス提供に活用することに対し算定される加算です。
送迎を行わない場合の減算	サービス事業所で送迎を行わなかった場合に減算されます。
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。